

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年8月7日（金）17:10～17:19
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

＜WG委員＞

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曽沼 元博 医療法人社団渕志会瀬田クリニックグループ代表

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

＜関係省庁＞

柳野 良明 國土交通省都市局公園緑地・景観課長
出口 陽一 國土交通省都市局公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室長

五十嵐 康之 國土交通省都市局公園緑地・景観課公園緑地事業調整官

＜事務局＞

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
竹内 重貴 内閣府地方創生推進室企画調整官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 都市公園法の特例における「社会福祉施設」の定義について
 - 3 閉会
-

○藤原次長 では、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○柳野課長 お手元に、特区法条文と施行令案文を御用意させていただいております。

国家戦略特区法及び同施行令における社会福祉施設の定義という件でございます。国家戦略特区法、上でございますけれども、第20条の2におきまして、都市公園法の特例の対

象となる施設につきましては、「保育所その他の社会福祉施設であって政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）」とされております。これは、法律でこういう書きぶりになっております。

それで、下のほうが政令でございますが、この政令では、社会福祉施設のうち国家戦略特区法の目的であります産業競争力の強化などに資すると考えられるものを第1号から第5号において規定しております。

しかしながら、福祉ニーズの違いなど、地域ごとに様々な状況があると考えられておりまして、第6号におきまして、地方公共団体設置の都市公園については条例に委ねているところでございます。条例で定めることとしている理由につきましては、貴重な公共オープンスペースであります都市公園を占有して施設を設けることから、公園を利用する一般の方々や、その社会福祉施設を必要とする方々も含めた幅広い関係者間で慎重に御議論いただいた上で、地方の議会で条例として定めていただきたいという趣旨でございます。

また、その活用に当たりましては、地方公共団体の長の方々や国家戦略特区担当大臣などの参加する区域会議で御議論いただきまして、区域計画に位置付けていただくことになります。

このように、保育所その他の社会福祉施設は社会福祉の増進に資する施設を広く指す広義の社会福祉施設でありますし、政令に規定されていない社会福祉施設を排除するものではないと考えておりますけれども、本特例の活用に当たっては、幅広い関係者間で慎重に御議論いただくことが重要であると考えているところでございます。

簡単でございますけれども、御説明を終わらせていただきます。

○八田座長 ありがとうございました。

委員の方からどうぞ。

○鈴木委員 御趣旨は大変結構で、これはこうすべきだと思うのですけれども、私がちょっと心配していたのは、政令で定める社会福祉施設の定義はこれで結構だと思うのですが、これは社会福祉法で定義している社会福祉施設というのと同じ言葉を使っているので、そこで何かややこしいことが起きないか。つまり社会福祉法上の社会福祉施設というののかなり厳密にすごく狭い意味で使っていますので、それは同じ言葉だけれども、こういうことというのにはあり得るんですか。

○柳野課長 あり得ます。

○出口室長 他の法律でも、社会福祉施設と裸で書いて中身としては一般の広義の意味の社会福祉施設というのはございます。

○八代委員 ただ、ちょっと心配なのは、この法律のほうでは、「通所のみにより利用されているものに限る」。つまり当然ながら、ここで言うのは、介護施設はダメだということですね。泊まりのものはダメだと。ただ、実際には、高齢者のデイサービスでもお泊まりをやる場合がありますね。例外的というか、そういう場合はどうなるんですか。

○柳野課長 基本的にここには特例の対象となる施設の類型を書いてございますので、結

局は、その場その場で実際の施設の対応の内容を見て、本当に入所型施設として対応したものになっているかどうかというチェックを当然現場でしていただくことになるとは思います。

○八代委員 チェックするのは、それを悪いと言ったら困るので、やはり介護施設は臨機応変で、デイサービスなんだけれども体調が悪いときは1泊くらいさせてやるというケースがあるわけで、どこまで通所のみというものを厳格に見るかとか、そういうときに厚生労働省が普通言っている通所施設と同じような基準だったら、必要ならば1泊くらいしてもいいわけですね。そのあたりの解釈をどうするかという細かいことですけれども、事業者にとって本人の体調が悪いからと泊めたら違反だということで、後でペナルティを受けたらかわいそうなので、そういうことです。

○八田座長 原則として通所ですか。

○八代委員 原則としてというか。

○柳野課長 そうですね。原則としてやはり通所型でないと。

○八代委員 そうであればいいということですね。

○八田座長 病気みたいなときは例外だと。

○柳野課長 特別な場合は、そこまで排除しているわけではないのですけれども、施設の性格は通所型のものだということです。

○鈴木委員 逆に社会福祉施設というと、そういうお泊まりできる介護施設が社会福祉施設、特養とか老健とか色々ありますけれども、そういうときには社会福祉施設だから入れるというのは、これは通所というところで完全に封じられるということです。

○柳野課長 都市公園は公衆の自由利用に供することが本来目的ですが、施設の性格が入所型であれば、多数の方が常時、長期間にわたり公園利用と無関係に居住することができますので、ここは通所型のものに限らせていただいたところでございます。

○八田座長 原委員、どうぞ。

○原委員 鈴木先生が言われた社会福祉法の社会福祉施設ではないというのは、人によつては結構誤解されがちだと思いますので、これはむしろ内閣府の問題なのかもしれないですけれども、色々な運用の中で、そこはできるだけ明確にされるといいんじゃないかなと思います。よろしくお願ひします。

○八田座長 さっき、裸かどうかということがあつたけれども、要するに、いつも政令で定めるという洋服を着けていれば、防止というかあれなんでしょうか。いちいち政令で定める社会福祉施設とか言わなくても、一遍言つてしまつたらその法律ではいいということですか。

○鈴木委員 この中ではですね。

○八田座長 この中ではということですね。要するに、ただの裸の社会福祉施設とは違つて、ちゃんと政令で定めるというふうに書いてあるから別なんだよというのが御主張ですね。

あとはよろしいですか。

○藤原次長 誤解のないように、原先生の御意見もいただきながら、通知がいいのか、Q&Aなのか、その辺の手段はありますが、政令の解釈として今回は通常の社会福祉法に基づく施設ではないということを明記させていただきたいと思います。

○八田座長 誤解が発生しないようにするということですね。

それでは、どうもお忙しいところありがとうございました。